

(4) 林家数、林業経営体数及び保有山林規模

ア 市町村別林家数及び林業経営体数

管内	市町村	林家数 (戸)	林業経営体数 (経営体)
秩父農林振興センター	秩父市	1,153	44
	横瀬町	166	25
	皆野町	384	9
	長瀬町	202	3
	小鹿野町	757	19
	小計	2,662	100
川越農林振興センター	川越市	111	4
	所沢市	128	4
	飯能市	699	59
	狭山市	80	4
	入間市	124	8
	富士見市	24	-
	坂戸市	39	2
	鶴ヶ島市	24	3
	日高市	213	26
	ふじみ野市	23	2
	三芳町	26	-
	毛呂山町	147	5
	越生町	228	23
	小計	1,866	140
寄居林業事務所	さいたま市	222	3
	川口市	127	6
	鴻巣市	26	-
	上尾市	48	-
	草加市	-	-
	蕨市	15	-
	戸田市	14	-
	朝霞市	1	-
	志木市	5	-
	和光市	11	-
	新座市	3	-
	桶川市	4	-
	北本市	3	2
	伊奈町	7	-
	東松山市	79	1
	滑川町	95	5
	嵐山町	164	4
	小川町	309	32
	川島町	-	-

管内	市町村	林家数 (戸)	林業経営体数 (経営体)
寄居林業事務所	吉見町	15	-
	鳩山町	111	13
	ときがわ町	216	13
	東秩父村	195	12
	本庄市	126	2
	美里町	69	5
	神川町	83	6
	上里町	10	-
	熊谷市	87	5
	深谷市	56	1
	寄居町	211	12
	行田市	13	-
	加須市	8	-
	羽生市	9	-
	春日部市	40	1
	越谷市	67	1
	久喜市	33	2
	八潮市	18	-
	蓮田市	8	-
	宮代町	3	-
	白岡市	9	-
	三郷市	38	-
	幸手市	7	1
	吉川市	-	-
	杉戸町	8	-
	松伏町	3	-
小計		2,576	127
総計		7,104	367

注1) 2015年農林業サンセスによる。

注2) 林家:保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

注3) 林業経営体:次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 権原に基づいて、育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けする伐採を

除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ha
以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」
若しくは「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に
継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。)

(2) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生
産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³ 以
上の素材を生産した者に限る。)

イ 所有規模別林家数

(単位：戸)

所有規模	0. 1～1ha 未満	1～5ha 未満	5～20ha 未満	20～50ha 未満	50ha 以上	0. 1ha以上 計	1ha以上 計
1970年センサス	21, 276	8, 086	1, 879	255	68	31, 564	10, 288
1980年センサス	22, 764	7, 623	1, 762	263	103	32, 515	9, 751
1990年センサス	24, 343	7, 080	1, 708	242	89	33, 462	9, 119
2000年センサス		7, 396	1, 739	255	89	9, 479	9, 479
2005年センサス		6, 374	1, 381	213	97	8, 065	8, 065
2010年センサス		6, 126	1, 322	204	85	7, 737	7, 737
2015年センサス		5, 539	1, 281	195	89	7, 104	7, 104

注1) 1990年センサスまでは、保有山林面積が10a (0.1ha) 以上の世帯を、2000年センサス以降は、保有山林面積が1ha以上の世帯を林家と定義。

注2) 2005年及び2015年は農林業センサスで、それ以外は世界農林業センサス。

ウ 所有規模別林業経営体数

(単位：経営体)

所有規模	保有山林 なし	3ha 未満	3～20ha 未満	20～50ha 未満	50ha 以上	計
2010年センサス	7	4	388	70	30	499
2015年センサス	8	8	287	41	23	367

注) 2010年世界農林業センサス及び2015年農林業センサス。